

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	22	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（住民税（利子割）、特別土地保有税、都市計画税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、地方消費税）		
要望項目名	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）の改組に伴う税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）                  独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）は、社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院を保有し、特例民法法人等への委託により運営しているが、一昨年6月にRFO法が改正され、RFOは、平成26年4月1日に病院運営を目的とする地域医療機能推進機構に改組されることになった。そこで、新法人に移行した後も地域医療の確保を図ることができるよう、地域医療機能推進機構に係る税制上の所要の措置を要望するものである。</p> <p>・特例措置の内容                  RFOから委託を受けて社会保険病院等を運営する法人に係る法人住民税（法人税割）及び事業税については非課税とされているところであるが、新法人への移行後は、機構が病院を直営することになるため、引き続き地域医療の確保を図ることができるよう、新法人に係る法人住民税等を非課税とする。                  あわせて、現状では、病院事業を行う地方独立行政法人のうち、地方公共団体（非課税）から業務を引き継いだものは不動産取得税、固定資産税等が非課税となる一方で、RFO及び新法人（いずれも非課税の独立行政法人）から業務を引き継いで病院等を運営する地方独立行政法人に係る不動産取得税、固定資産税等は課税となるため、これらについても、非課税とする。                  また、RFOに係る法人住民税、不動産取得税等については非課税とされており、新法人への移行後も引き続き非課税とする。</p>		
関係条文	地方税法第24条第5項、第25条第1項・第2項、第25条の2第2項、第72条の4第1項、第72条の5第1項、第73条の3第1項、第115条第1項、第146条第1項、第294条第7項、第296条第1項・第2項、第314条の7第1項第3号、第348条第6項・第7項、第443条第1項、第586条第1項、第701条の3第1項、第702条の2第1項、第704条第1項・第2項		
減収見込額	[初年度] ▲80（▲80） [平年度] ▲80（▲80） ※平成25年4月に譲渡を行った健康保険鳴門病院の場合 [改正増減収額] (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的                  昨今、地域の医師不足などを背景として、地域において急性期医療や産科・小児科等を担う医療機能の確保が困難な状況が深刻化している。社会保険病院等については、積極的にこれらの医療を担っていることから、その機能を維持するため、現在社会保険病院等を保有しているRFOは、救急医療等の5事業、リハビリ等地域医療・介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上、住民福祉の増進へ寄与することを目的とした地域医療機能推進機構へ改組されることとなった。                  新法人への移行後も、引き続き、地域医療を確実に確保することが必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性                  地域医療において重要な役割を担う社会保険病院等について、新法人への移行後も、必要な病院機能が維持されるよう、社会保険病院等に係る従来と同様の税制上の所要の措置を講ずることが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
	政策の達成目標	RFOの新法人への移行後も、税制上の所用の措置を講ずることにより、不採算医療を提供する等、地域の医療提供体制の中で重要な役割を担うことにより、引き続き、地域の医療体制の確保を図ることを目標とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税についても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	社会保険病院等は、国が設置した病院として不採算医療を提供する等、地域の医療提供体制の中で重要な役割を担っており、これを代替できる医療機関の確保は困難である。新法人への移行後に、社会保険病院等が法人税等の新たな負担により、これらの医療を担えなくなることは、地域の医療提供体制を損なうものであり、不適當である。このように、地域の医療体制の確保を図るため、従前と同様の税制上の措置を講ずることは妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度税制改正要望において、「独立行政法人地域医療機能推進機構の設立に伴う社会保険病院等に必要な非課税措置の創設」として同趣旨の要望を提出したが、独立行政法人地域医療機能推進機構法が廃案となったため、要望を取り下げた。</li> <li>・平成 23 年 6 月の R F O 法の改正により、R F O は平成 26 年 4 月 1 日に病院運営を目的とする地域医療機能推進機構に改組されることになった。</li> <li>・平成 25 年度税制改正要望において同趣旨の要望を提出したが、改組時期が平成 26 年度からということから平成 26 年度税制改正要望において要望すべきとして、要望を取り下げた。</li> </ul>